

第2節 社会的状況

1. 人口及び産業の状況

1.1 人口の状況

事業実施想定区域が位置する中泊町と、中泊町に隣接するつがる市及び五所川原市における過去5年間(平成20年度～平成24年度)の人口及び世帯数の推移を、表3-2-1-1及び図3-2-1-1にそれぞれ示す。

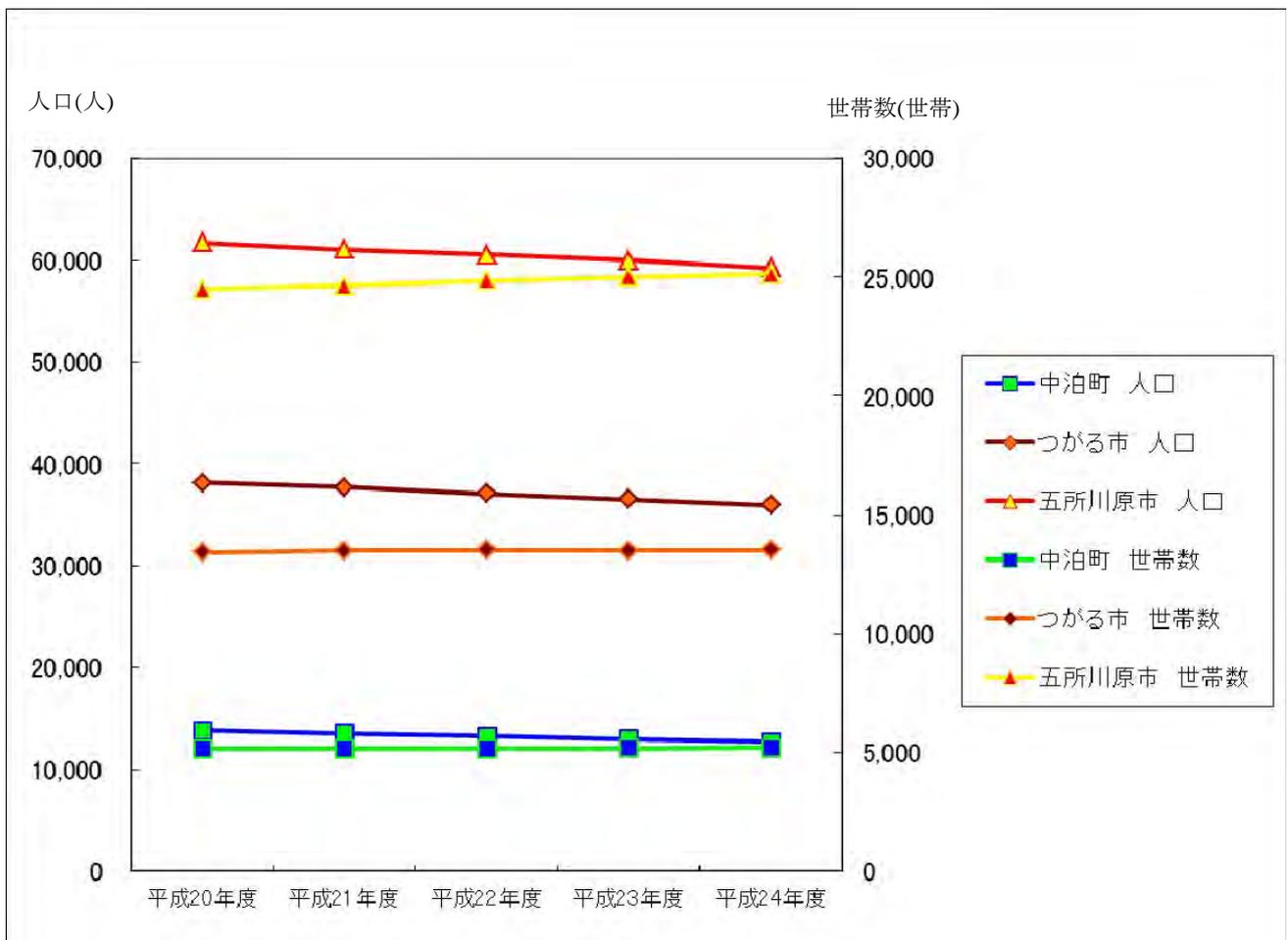
いずれの市町でも人口は減少傾向を示しているが、世帯数は横ばい状態あるいは微増傾向にある。

表3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
中泊町	人 口	13,797	13,548	13,255	12,985	12,692
	世帯数	5,143	5,159	5,145	5,164	5,186
つがる市	人 口	38,121	37,698	37,094	36,486	35,947
	世帯数	13,414	13,489	13,508	13,489	13,504
五所川原市	人 口	61,714	61,061	60,568	59,958	59,253
	世帯数	24,495	24,645	24,861	25,011	25,113

注)各年度3月末の人口及び世帯数

出典：青森県ホームページ(青森県統計データランド)



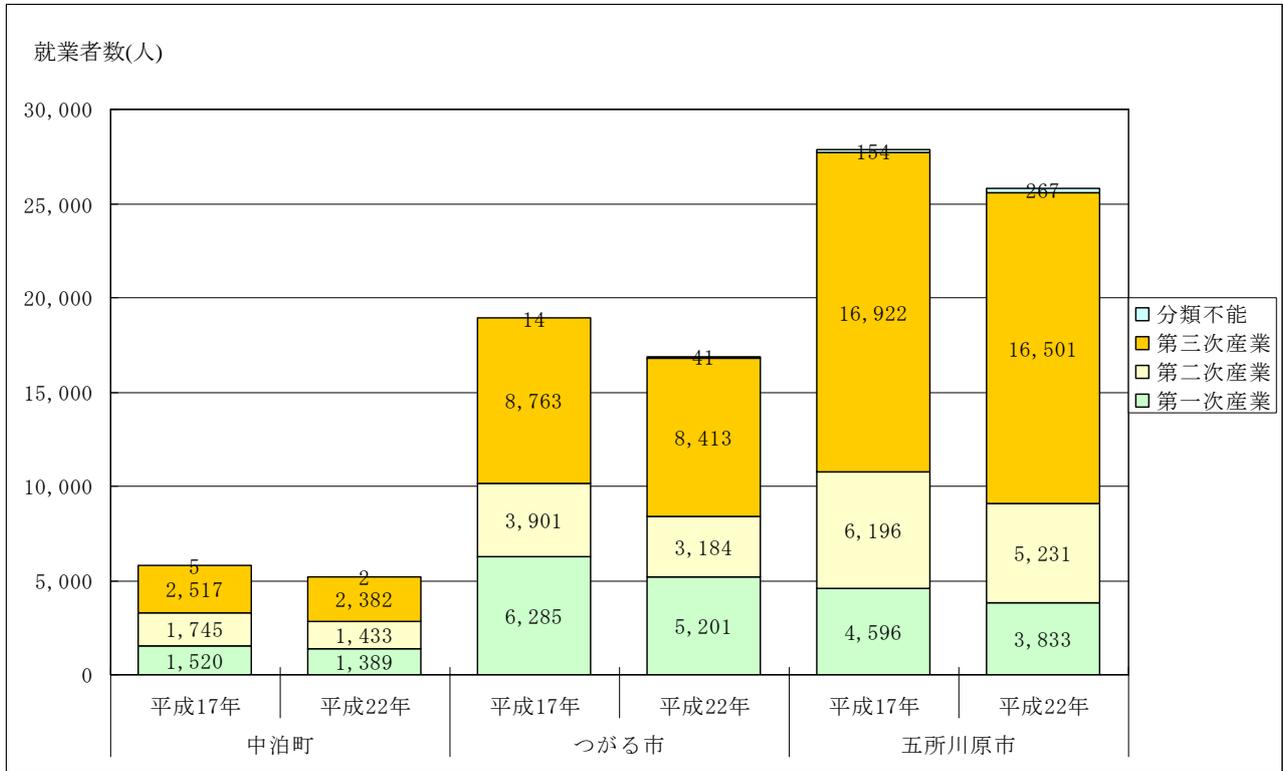
出典：青森県ホームページ(青森県統計データランド)

図 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

1.2 産業の状況

事業実施想定区域が位置する中泊町及び隣接するつがる市、五所川原市における産業別就業者を表 3-2-1-2 及び図 3-2-1-2 に示す。

3 市町共に就業者数が減少しており、産業別にみても全ての産業で就業者数は減少している。



出典：平成 17 年国勢調査、平成 22 年国勢調査(総務省)

図 3-2-1-2 産業別就業者数割合

表 3-2-1-2 産業別就業者数

(各年の10月1日現在)

分類		地域		中泊町				つがる市				五所川原市			
				平成17年		平成22年		平成17年		平成22年		平成17年		平成22年	
		就業者 (人)	割合 (%)												
第一次産業	農業	1,128	19.5	1,058	20.3	6,143	32.4	5,083	30.2	4,373	15.7	3,607	14.0		
	林業	32	0.6	41	0.8	16	0.1	16	0.1	56	0.2	62	0.2		
	漁業	360	6.2	290	5.6	126	0.7	102	0.6	167	0.6	164	0.6		
	小計	1,520	26.3	1,389	26.7	6,285	33.1	5,201	30.9	4,596	16.5	3,833	14.8		
第二次産業	鉱業	3	0.1	1	0.0	15	0.1	11	0.1	11	0.0	17	0.1		
	建設業	1,153	19.9	964	18.5	2,239	11.8	1,725	10.2	3,325	11.9	2,822	10.9		
	製造業	589	10.2	468	9.0	1,647	8.7	1,448	8.6	2,860	10.3	2,392	9.3		
	小計	1,745	30.2	1,433	27.5	3,901	20.6	3,184	18.9	6,196	22.2	5,231	20.3		
第三次産業	電気・ガス・熱供給 ・水道業	10	0.2	10	0.2	32	0.2	40	0.2	103	0.4	102	0.4		
	情報通信業	4	0.1	1	0.0	29	0.2	23	0.1	116	0.4	87	0.3		
	運輸・郵便業	169	2.9	193	3.7	407	2.1	385	2.3	819	2.9	872	3.4		
	卸売業・小売業	675	11.7	575	11.0	2,637	13.9	2,300	13.7	4,747	17.0	4,339	16.8		
	金融業、保険業	64	1.1	72	1.4	214	1.1	201	1.2	493	1.8	469	1.8		
	不動産業、 物品賃貸業	3	0.1	10	0.2	18	0.1	73	0.4	153	0.5	219	0.8		
	学術研究、 専門・技術サービス業	—	—	28	0.5	—	—	146	0.9	—	—	392	1.5		
	宿泊業、 飲食サービス業	143	2.5	150	2.9	516	2.7	628	3.7	1,316	4.7	1,360	5.3		
	生活関連サービス 業、娯楽業	—	—	156	3.0	—	—	602	3.6	—	—	1,122	4.3		
	教育、学習支援業	146	2.5	92	1.8	486	2.6	418	2.5	1,326	4.8	1,238	4.8		
	医療、福祉	494	8.5	597	11.5	1,675	8.8	1,788	10.6	3,040	10.9	3,514	13.6		
	複合サービス業	145	2.5	103	2.0	367	1.9	295	1.8	437	1.6	307	1.2		
	サービス業(他に分 類されないもの)	424	7.3	196	3.8	1,480	7.8	664	3.9	3,099	11.1	1,330	5.1		
	公務(他に分類され るものを除く)	240	4.1	199	3.8	902	4.8	850	5.0	1,273	4.6	1,150	4.5		
小計	2,517	43.5	2,382	45.8	8,763	46.2	8,413	50.0	16,922	60.7	16,501	63.9			
分類不能	5	0.1	2	0.0	14	0.1	41	0.2	154	0.6	267	1.0			
合計	5,787	100.0	5,206	100.0	18,963	100.0	16,839	100.0	27,868	100.0	25,832	100.0			

注)割合(%)については、数値処理の関係で個々の割合の合算値が100%にならない場合がある。

出典:平成17年国勢調査および平成22年国勢調査(総務省)

2. 土地利用の状況

2.1 土地利用の状況

青森県及び事業実施想定区域及びその周辺市町の地目別面積の状況を表 3-2-2-1 に示す。

青森県全体では山林の比率が最も高いが、事業実施想定区域のある中泊町では雑種地の比率が最も高くなっている。

表 3-2-2-1 地目別面積の状況

地域 区分	青森県		中泊町		つがる市		五所川原市	
	面積 (km ²)	比率 (%)						
田	895.41	9.28	33.07	15.29	112.48	44.31	75.24	18.60
畑	758.94	7.87	5.18	2.39	31.11	12.25	22.52	5.57
宅地	330.55	3.43	4.00	1.85	12.06	4.75	15.87	3.92
池沼	85.42	0.89	0.15	0.07	5.08	2.00	0.41	0.10
山林	4,291.42	44.50	31.62	14.62	26.33	10.37	132.15	32.67
牧場	59.06	0.61	0.00	0.00	0.00	0.00	5.68	1.40
原野	596.25	6.18	4.40	2.03	8.00	3.15	14.89	3.68
鉱泉地	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
雑種地	357.52	3.71	98.76	45.65	3.67	1.45	3.47	0.86
その他	2,269.97	23.54	39.15	18.10	55.12	21.71	134.33	33.20
合計	9,644.55	100.00	216.33	100.00	253.85	100.00	404.56	100.00

出典：青森県ホームページ(平成24年度 固定資産の価格等の概要調書)

2.2 土地利用の規制

「国土利用計画法」(昭和49年6月25日 法律第92号)に基づいて青森県が策定した土地利用基本計画(平成24年現在)を図 3-2-2-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺は、大半が森林地域ないし農業地域に指定されており、森林地域はその大半が保安林指定を受けている。また、一部に自然公園地域もみられるが、都市地域は含まれていない。

なお、事業実施想定区域は、大半が森林地域であり、一部農業地域が含まれている。

2.3 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況

事業実施想定区域及びその周辺は、「都市計画法」(昭和43年6月15日 法律第100号)に基づく都市計画区域には指定されていない。

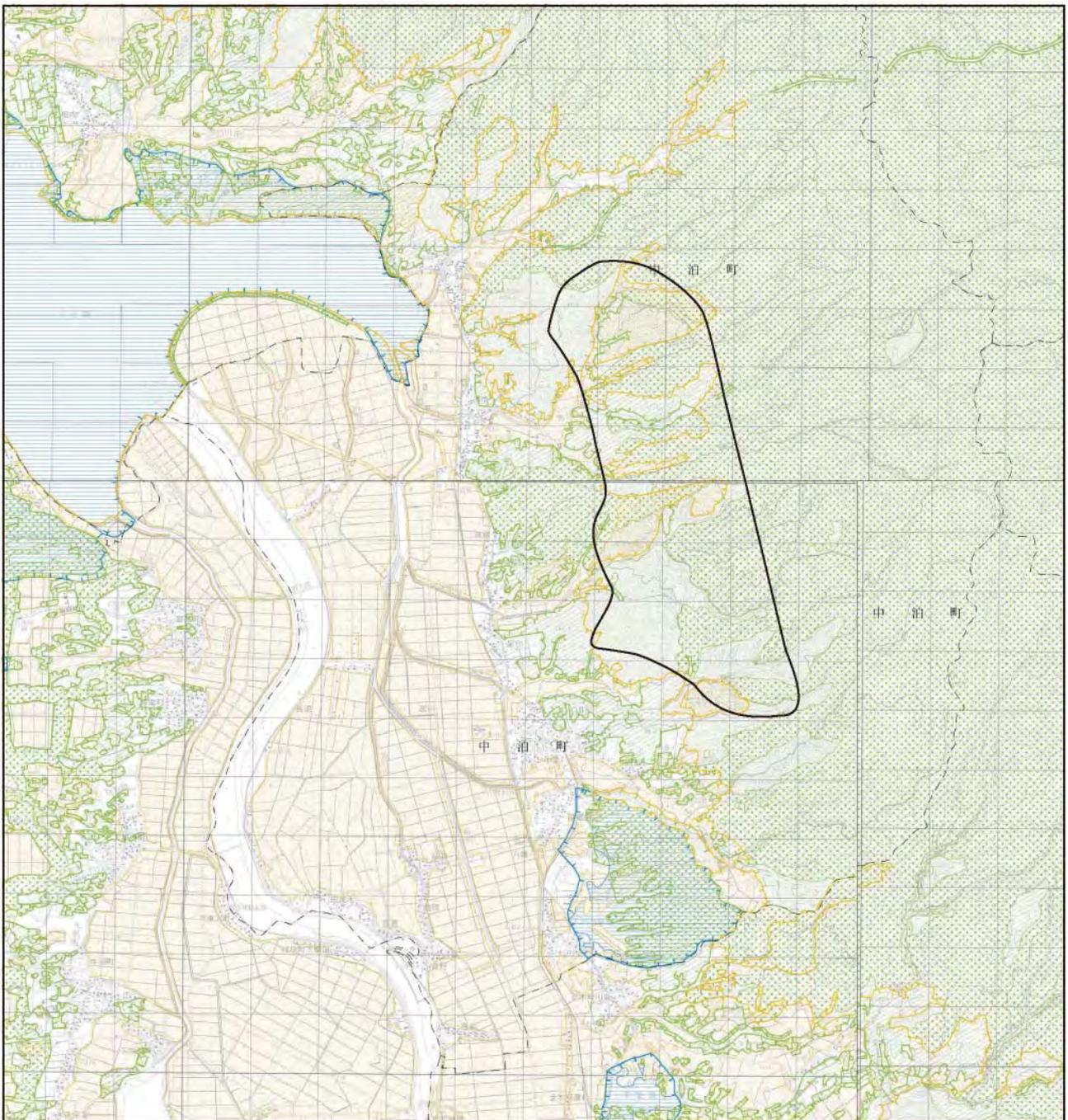
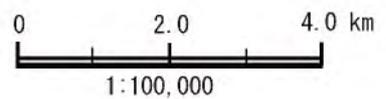


図 3-2-2-1 土地利用基本計画

凡 例

○：事業実施想定区域

凡	例	凡	例
五 地 域	記 号	森林地域	
参 考 表 示		国 有 林	
都市地域		地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	
市 街 化 区 域		保 安 林	
市 街 化 調 整 区 域		自然公園地	
そ の 他 都 市 計 画 区 域 に お け る 用 途 地 域		特 別 地 域	
農 業 地 域		特 別 保 護 地 区	
農 用 地 区 域		自然保全地	
		特 別 地 区	



出典：青森県ホームページ「土地利用基本計画」

3. 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

事業実施想定区域周辺の河川のうち十三湖、岩木川、山田川にはそれぞれ内水面漁業権が設定されている。内水面漁業権の設定状況を表 3-2-3-1 及び図 3-2-3-1 にそれぞれ示す。なお、鳥谷川及び今泉川には内水面漁業権は設定されていない。

表 3-2-3-1 内水面漁業権の設定状況

免許番号	河川・湖沼名	漁業権種	漁業権者 (漁協)
内共第 11 号	十三湖	しじみ	十三漁業協同組合 車力漁業協同組合
内共第 12 号	十三湖及び唐川	ふな、うぐい、わかさぎ、えび	十三漁業協同組合 車力漁業協同組合
内共第 13 号	山田川、田光沼	ふな	西津軽新田漁業協同組合
内共第 14 号	岩木川	あゆ、やまめ、こい、ふな、 いわな、うぐい、かじか、 かわやつめ	岩木川漁業協同組合

出典：青森県ホームページ 海区漁業調整委員会資料 「魚場計画 内水面 共同漁業」

事業実施想定区域周辺では、地下水が上水道に利用されている。事業実施想定区域周辺の水源井戸一覧を表 3-2-3-2 及び表 3-2-3-3 に、浄水場及び水源位置を図 3-2-3-2 にそれぞれ示す。

表 3-2-3-2 浄水場に係る水源井戸

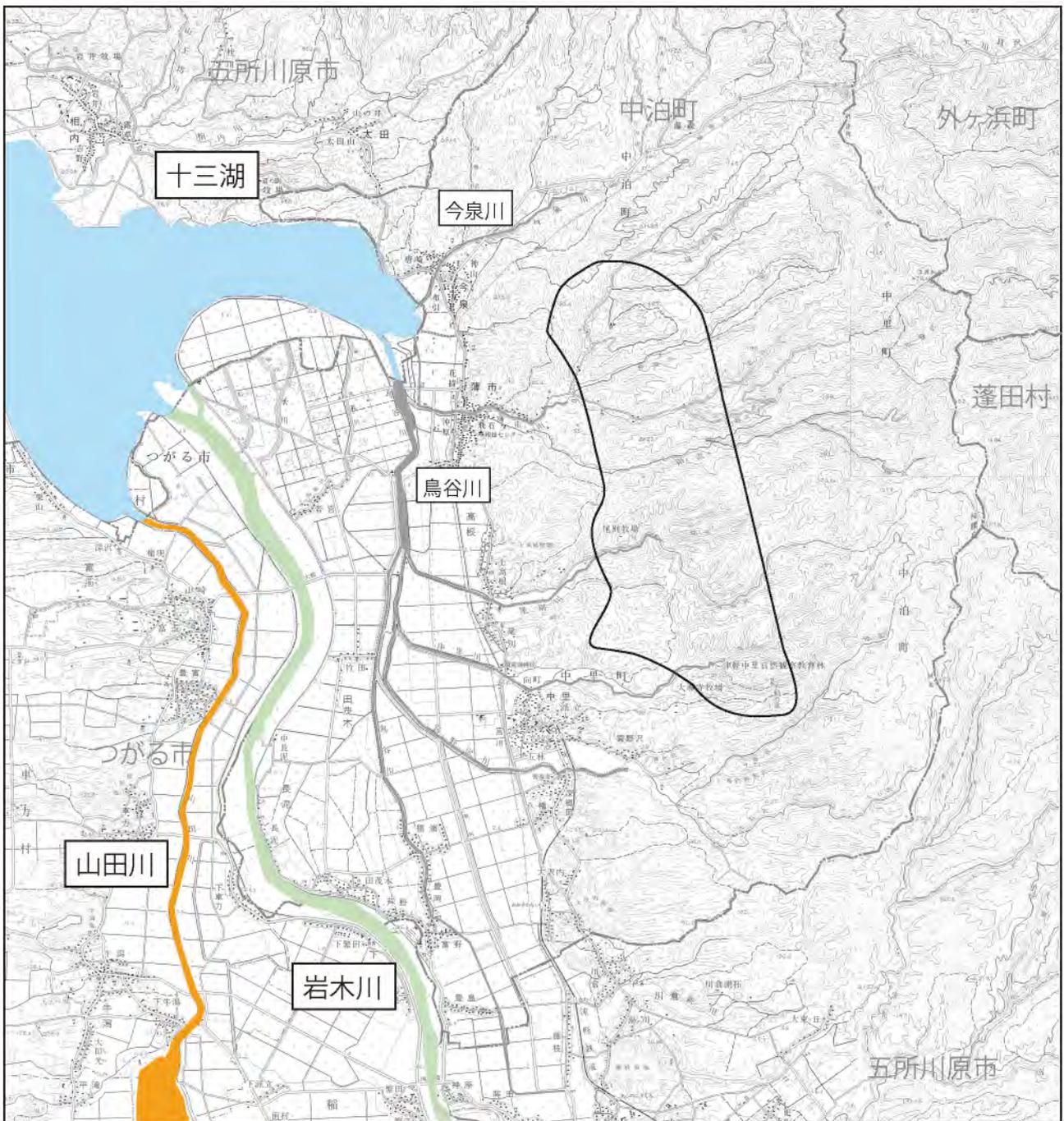
No.	浄水場名	水源名	原水の種類
①	尾別浄水場	4 号井	深井戸水
②		6 号井	深井戸水
③	深郷田浄水場	7 号井	深井戸水
④		2 号井	深井戸水
⑤		1 号井	深井戸水

出典：中泊町上下水道課調べ（平成 25 年 10 月 10 日）

表 3-2-3-3 その他の水源井戸

No.	井戸の名称	所在地	使用目的	掘削深度 (m)
⑥	(株)つがる	中里町大字薄市	工業用	152
⑦	中里高校	中里町大字高根	生活用	202
⑧	古川産業	中里町大字中里	その他	150
⑨	中里開拓地	中里町大字中里	その他	100
⑩	前田芳雄	中里町大字大沢内	農業用	150

出典：青森県地下水調査報告書 昭和 56 年 3 月 青森県企画部



凡 例

- : 事業実施想定区域
- (Blue) : 内共第11号、内共第12号
- (Orange) : 内共第13号
- (Green) : 内共第14号

図 3-2-3-1 内水面漁業権設定状況



0 2.0 4.0 km

1:100,000

出典:青森県ホームページ「海区漁業調整委員会資料」

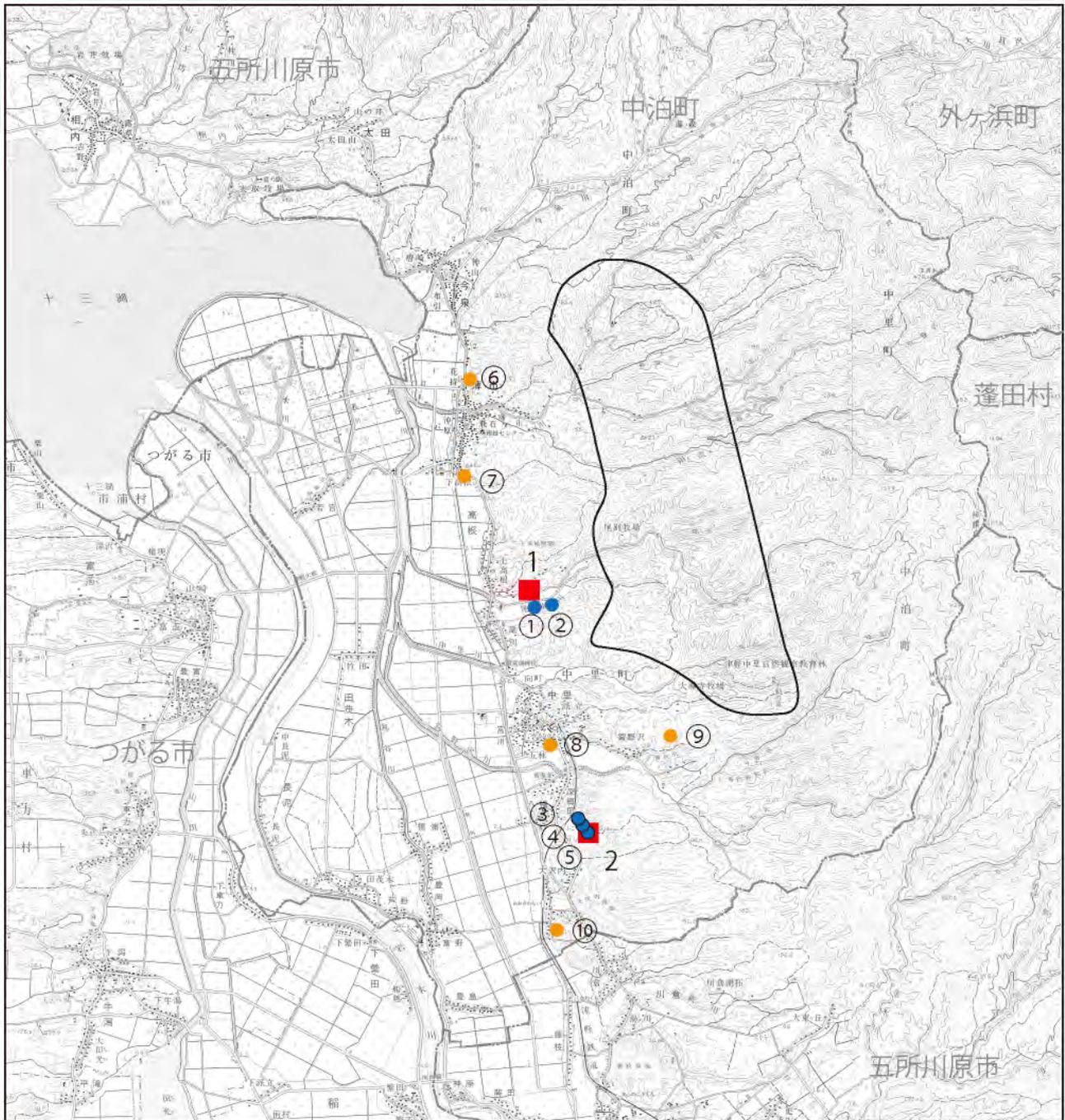


図 3-2-3-2 浄水場位置

凡 例

○ : 事業実施想定区域

■ 1: 尾別浄水場

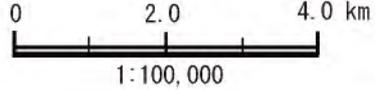
- ①: 4号井
- ②: 6号井

■ 2: 深郷田浄水場

- ③: 7号井
- ④: 2号井
- ⑤: 1号井

● : その他の水源

- ⑥: 株つがる(工業用)
- ⑦: 中里高校(生活用)
- ⑧: 古川産業(その他)
- ⑨: 中里開拓地(その他)
- ⑩: 前田芳雄(農業用)



出典: 青森県地下水調査報告書 昭和56年3月 青森県企画部
中泊町上下水道課調べ (平成25年10月10日)

4. 交通の状況

事業実施想定区域及びその周辺の交通量の観測結果を表 3-2-4-1 に、交通量観測地点を図 3-2-4-1 に、それぞれ示す。

昼間の 12 時間交通量は、事業実施想定区域に近い国道 339 号で 1,500～2,700 台、主要地方道及び一般県道で 300～1,200 台程度である。

表 3-2-4-1 交通量観測結果一覧

路線名	No.	観測地点名	平 日			
			12 時間交通量		24 時間交通量	
			交通量 (台)	大型車 (%)	交通量 (台)	大型車 (%)
一般国道 339 号	1	中泊町大字中里字宝森 173-1	2,666	13.4	3,253	12.6
	2	中泊町大字薄市字沖原 33-19	1,505	11.7	1,836	11.2
主要地方道 12 号 鱒ヶ沢蟹田線	3	中泊町大字今泉字神山 59-1	1,055	24.9	1,287	22.0
一般県道 183 号 富野大沢内停車場線	4	中泊町大字富野字千歳 208	796	11.3	971	10.8
一般県道 197 号 神原中里線	5	中泊町大字福浦字千松野尾 77-3	1,181	8.0	1,441	7.6
一般県道 102 号 大沢内停車場線	6	—	328	14.5	400	13.5
一般県道 103 号 津軽中里停車場線	7	—	342	14.5	417	13.2

出典：平成 22 年度全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)

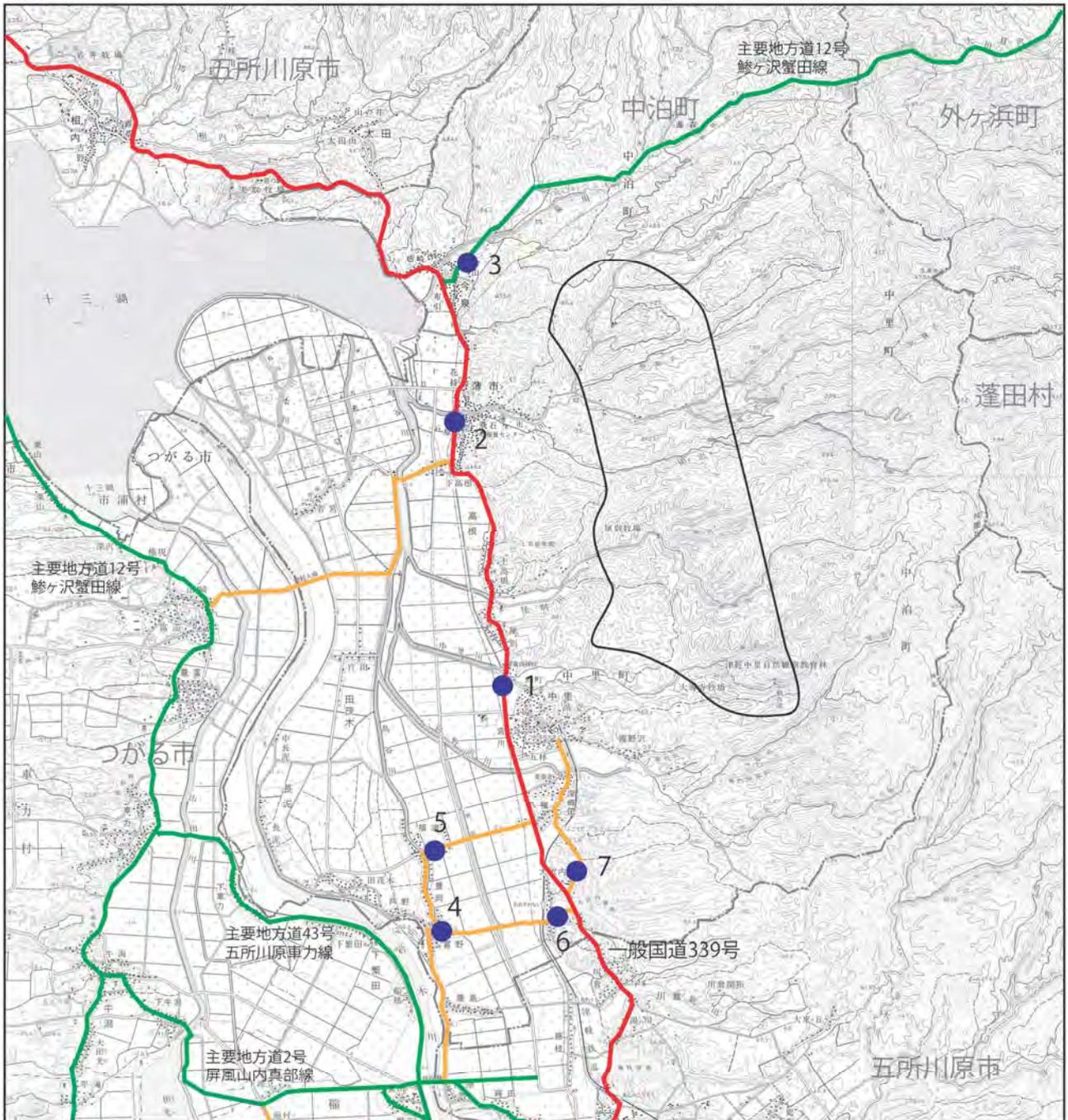
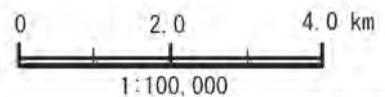


図 3-2-4-1 交通量観測地点

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 交通量観測地点
- (red) : 一般国道
- (green) : 主要地方道
- (orange) : 一般県道



出典:平成22年度全国道路・街路交通情勢調査(国土交通省)

5. 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

事業実施想定区域周辺にある環境の保全についての配慮が必要な施設として、学校、幼稚園・保育園、病院、介護老人福祉施設等が挙げられる。環境の保全についての配慮が必要な施設一覧を表 3-2-5-1～表 3-2-5-2 に、位置を図 3-2-5-1～図 3-2-5-2 にそれぞれ示す。

表 3-2-5-1 学校、幼稚園・保育園一覧

No.	学 校 名
1	中 里 小 学 校
2	武 田 小 学 校
3	薄 市 小 学 校
4	中 里 中 学 校
5	中 里 高 等 学 校
6	中 里 保 育 所
7	中 里 幼 稚 園
8	薄 市 保 育 所
9	富 野 保 育 所

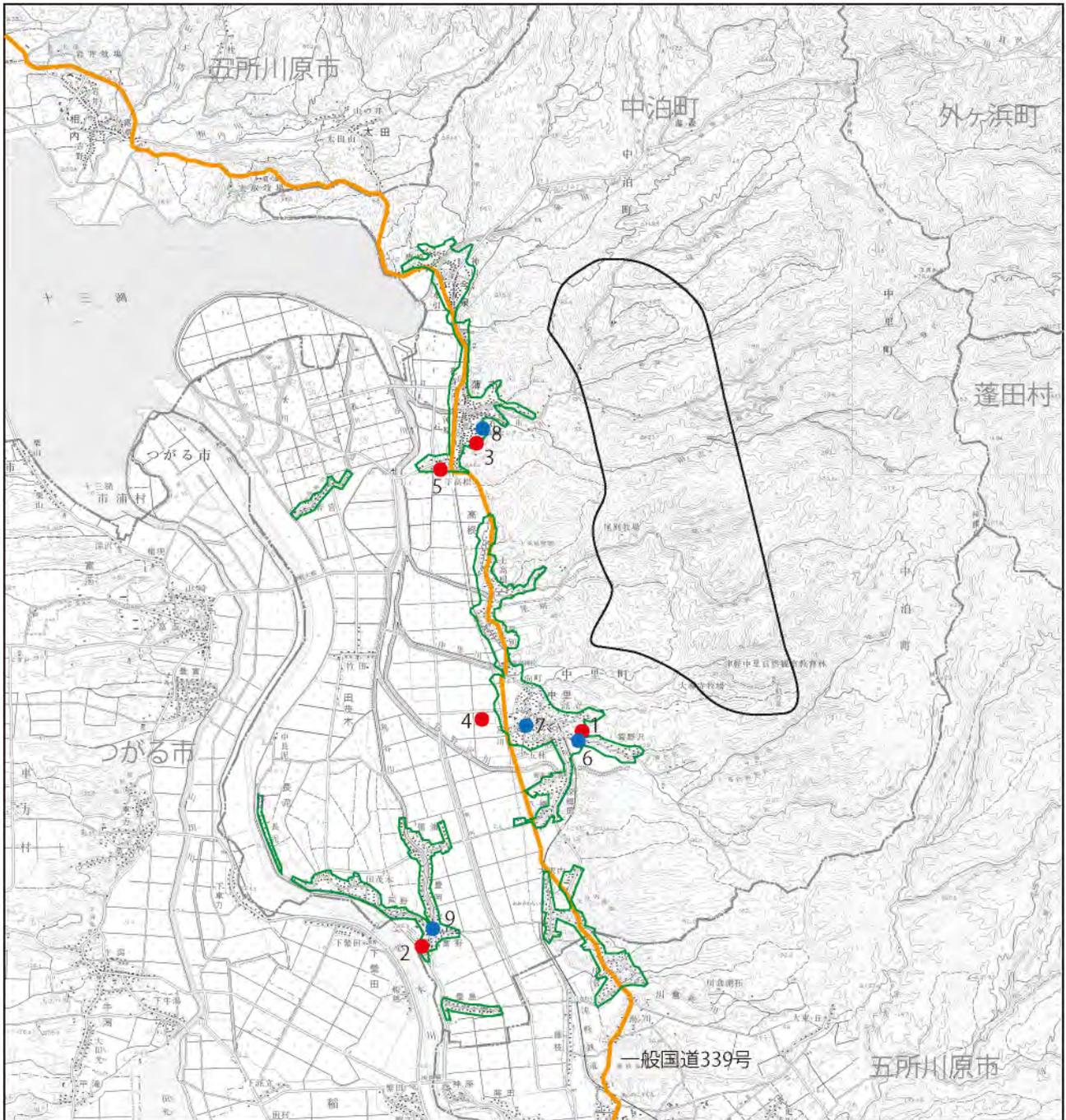
出典：青森県ホームページ「小・中学校一覧」、「高等学校一覧」、
「青森県内の認可保育所」、「私立幼稚園一覧」

表 3-2-5-2 病院、介護老人福祉施設一覧

No.	病院・介護老人福祉施設名	備 考
1	中 里 ク リ ニ ッ ク	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、放射線科
2	武 田 診 療 所	内科、小児科
3	井 沼 医 院	内科
4	井 沼 洋 ク リ ニ ッ ク	内科、小児科
5	特別養護老人ホーム静和園	
6	有料老人ホーム宝森	
7	有料老人ホームボヌール	

出典：病院検索 JAPAN、中泊町ホームページ「高齢者福祉のご案内」
青森県ホームページ「青森県内の有料老人ホーム」

事業実施想定区域のある中泊町における集落は、主に一般国道 339 号沿いに南北に広がっている。



凡 例

図 3-2-5-1 学校、幼稚園・保育園位置

○：事業実施想定区域

●：学校

●：幼稚園・保育園

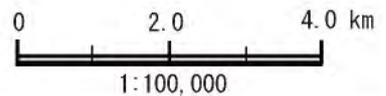
□：主な集落

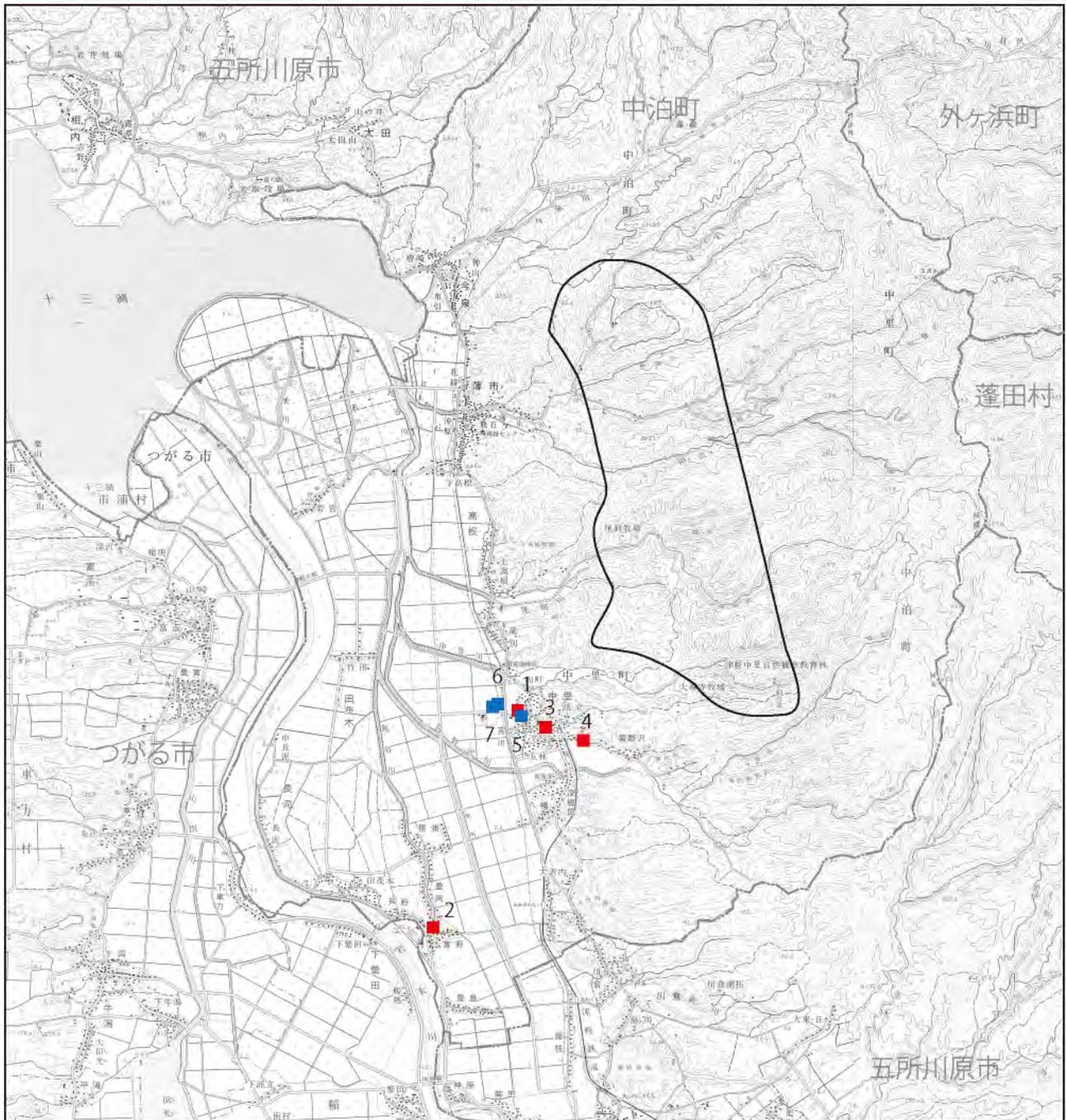
- 1. 中里小学校
- 2. 武田小学校
- 3. 簿市小学校
- 4. 中里中学校
- 5. 中里高等学校

- 6. 中里保育所
- 7. 中里幼稚園
- 8. 簿市保育所
- 9. 富野保育所



出典：青森県ホームページ「小・中学校一覧」
 青森県ホームページ「高等学校一覧」
 青森県ホームページ「青森県内の認可保育所」
 青森県ホームページ「私立幼稚園一覧」





凡 例

図 3-2-5-2 病院、介護老人福祉施設位置

○ : 事業実施想定区域

■ : 病院

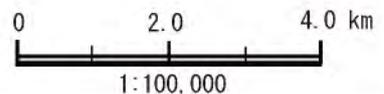
- 1. 中里クリニック
- 2. 武田診療所
- 3. 井沼医院
- 4. 井沼洋クリニック

■ : 介護老人福祉施設

- 5. 特別養護老人ホーム静和園
- 6. 有料老人ホーム宝森
- 7. 有料老人ホームボヌール

出典: 病院検索JAPAN

中泊町ホームページ「高齢者福祉のご案内」
青森県ホームページ「青森県内の有料老人ホーム」



6. 下水道の整備状況

青森県、事業実施想定区域及びその周辺である市町の汚水処理人口の普及率を表 3-2-6-1 に示す。

青森県の下水道整備率は 56.1%であるが、事業実施想定区域がある中泊町における下水道整備率は 0%である。

表 3-2-6-1 汚水処理人口普及率

平成 24 年度末

地域	人口	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道処理人口	下水道整備率	農業集落排水等※1整備人口	農業集落排水等※1整備率	合併浄化槽設置人口	合併浄化槽処理普及率
青森県	1,372,010	1,014,570	73.9	769,222	56.1	123,621	9.0	121,727	8.9
中泊町	12,692	2,588	20.4	0	0.0	1,855	14.6	733	5.8
つがる市	35,947	24,191	67.3	8,394	23.4	14,215	39.5	1,582	4.4
五所川原市	59,253	31,065	52.4	20,915	35.3	2,966	5.0	7,184	12.1

出典：青森県ホームページ「青森県汚水処理人口普及状況総括表」

※1：農業集落排水等は、農業集落排水と漁業集落排水の合算

7. 廃棄物の状況

事業実施想定区域及びその周辺における廃棄物処理施設等の状況をみると、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物の処分業者がそれぞれ 1 箇所ずつ存在している。一般廃棄物最終処分場を表 3-2-7-1 に、産業廃棄物の処分業者を表 3-2-7-2 に、位置を図 3-2-7-1 にそれぞれ示す。

表 3-2-7-1 事業区域周辺の一般廃棄物最終処分場

名称	事業所所在地
中里一般廃棄物最終処分場	青森県北津軽郡中泊町大字尾別尾別山 1-5

出典：一般廃棄物処理基本計画（平成 25 年 3 月 西北五環境整備事務組合）

表 3-2-7-2 事業区域周辺の産業廃棄物の処分業者

名称	事業所所在地	取扱う産業廃棄物
株式会社竹内組	青森県北津軽郡中泊町 大字富野字千歳 137-2 他	汚泥、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類

出典：青森県ホームページ「産業廃棄物処分業者名簿」

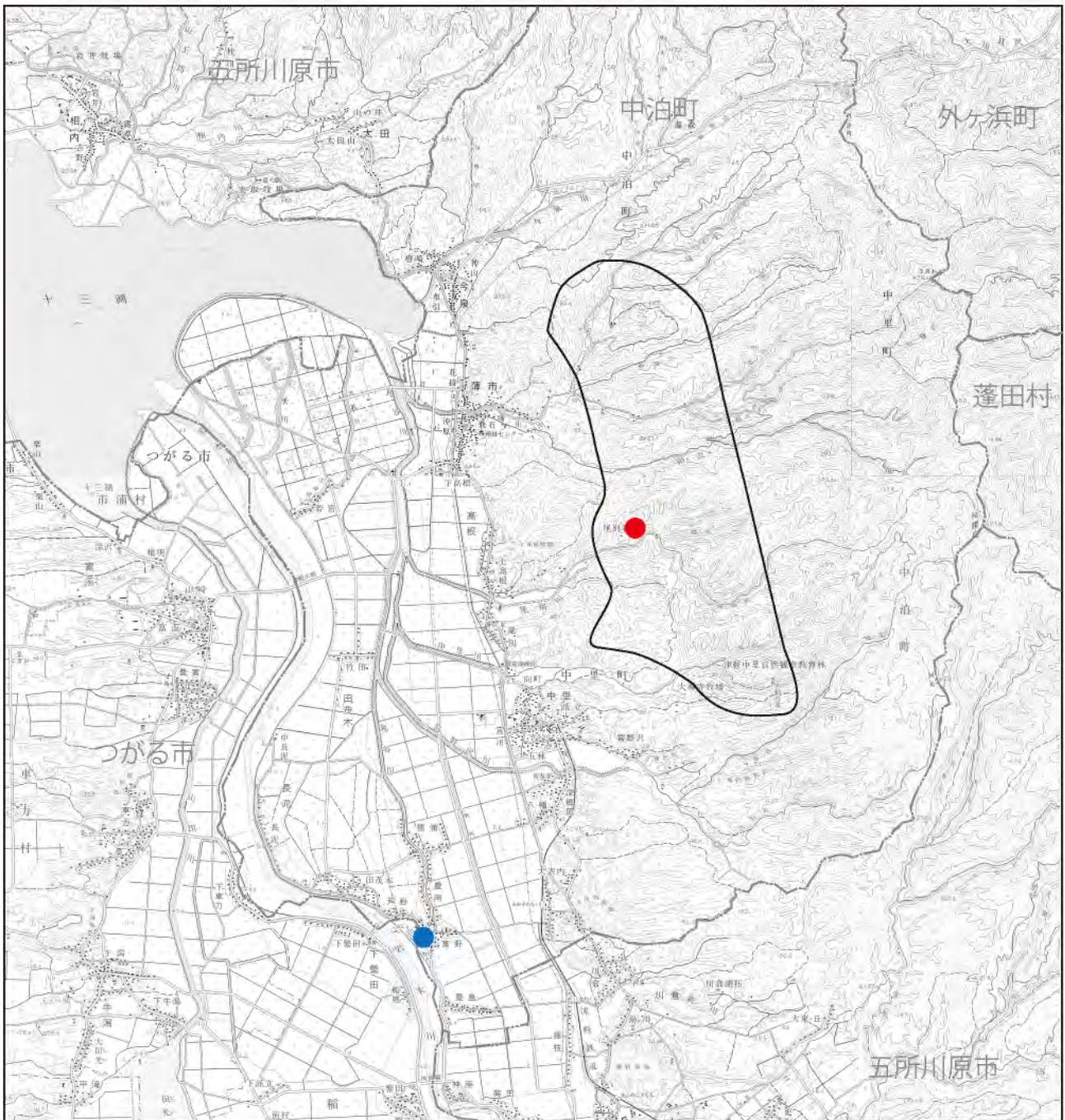
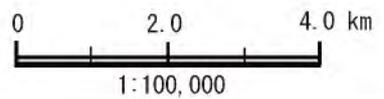


図 3-2-7-1 廃棄物処分施設等位置

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 一般廃棄物最終処分場
- : 産業廃棄物処分業者



出典: 一般廃棄物処理基本計画(平成25年3月 西北五環境整備事務組合)
 青森県ホームページ「産業廃棄物処分業者名簿」

8. 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

8.1 公害関係法令等

8.1.1 環境基準

8.1.1.1 大気汚染

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を表3-2-8-1(1)～(3)に示す。大気汚染の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除き、一律に適用される。

表3-2-8-1 大気汚染に係る環境基準

(1)大気汚染に係る環境基準

(昭和48年5月 8日 環境庁告示第25号)
(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

物 質	環境上の条件
二 酸 化 硫 黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一 酸 化 炭 素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮 遊 粒 子 状 物 質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二 酸 化 窒 素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。</p> <p>2 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回る事とならないよう努めるものとする。</p> <p>3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>

(2)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

物 質	環境上の条件
ベ ン ゼ ン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 9 月 9 日 環境庁告示第 33 号)

物 質	環 境 上 の 条 件
微 小 粒 子 状 物 質	1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
備考 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

8.1.1.2 水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-8-2(1)～(6)に示すとおりである。岩木川は神田橋から下流域(十三湖含む)が B 類型、山田川は全域が A 類型に指定されている。

表3-2-8-2(1) 水質汚濁に係る環境基準(1)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

表3-2-8-2(2) 水質汚濁に係る環境基準(2)

(2)生活環境の保全に関する環境基準

1)河 川

(ア)

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	----
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	----
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	----

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

表 3-2-8-2(3) 水質汚濁に係る環境基準(3)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

2)湖 沼

表3-2-8-2(4) 水質汚濁に係る環境基準(4)

(7)

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	----
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	----

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

表3-2-8-2(5) 水質汚濁に係る環境基準(5)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			
(注)			
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全			
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)			
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用			
4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度			

(ウ)

表3-2-8-2(6) 水質汚濁に係る環境基準(6)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

8.1.1.3 地下水

「環境基本法」に基づき、地下水についても「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として、表3-2-8-3に示すとおり、全国一律に環境基準が定められている。

表 3-2-8-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

8.1.1.4 騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表3-2-8-4に示す。

事業実施想定区域のある中泊町では環境基準の類型指定はされていない。

表3-2-8-4 騒音に係る環境基準

(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

8.1.1.5 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表3-2-8-5に示す。

土壌汚染の環境基準は、汚染がもつぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌を除き、一律に適用される。

表3-2-8-5 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考	<p>1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p>

8.1.1.6 ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日 法律第105号)に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準を表3-2-8-6に示す。

表3-2-8-6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む)及び土壌汚染に係る環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号 別表)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>		

8.1.2 規制基準等

8.1.2.1 大気汚染

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日 法律第97号)では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物については排出口における排出基準が、一般粉じん発生施設については構造に関する基準等が定められている。また、「青森県公害防止条例」(昭和47年3月25日 青森県条例第2号)に基づき、同条例に定めるばい煙及び粉じん関係施設に対して規制が行なわれている。

なお、対象事業は、ばい煙、揮発性有機化合物及び一般粉じん発生施設並びにばい煙関係及び粉じん関係施設を設置する計画はない。

8.1.2.2 水質汚濁

特定施設を設置する工場又は事業場から排水を公共用水域に排出する場合には、表3-2-8-7(1)～(2)に示す排水基準が定められている。

表3-2-8-7(1) 水質汚濁防止法による排水基準

(1) 有害物質

(昭和46年6月 総理府令第35号 別表第1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.1mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき 1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg
備考	1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

表3-2-8-7(2) 水質汚濁防止法による排水基準

(2) その他の排出水の汚染状態

(昭和46年6月 総理府令第35号 別表第2)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
備 考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</p>

8.1.2.3 騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づき著しい騒音を発生する特定建設作業、あるいは著しい騒音を発生する施設を有する特定工場等については、表3-2-8-8及び表3-2-8-9に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、自動車騒音についても、表3-2-8-10に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

なお、事業実施想定区域は、騒音規制法に定める指定地域ではない。

表3-2-8-8 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

(昭和43年11月27日厚生省、建設省告示第1号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85	午後7時から翌日の午前7時の 時間内でない	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域	デシベル	午後10時から翌日の 午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

(注) 1号区域:騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ.良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ.住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ.住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ.学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域:騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表3-2-8-9 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

(平成18年10月1日青森市告示第164号、平成24年4月1日弘前市告示第118号、平成17年2月14日八戸市告示第22号、平成24年4月1日黒石市告示第67号、平成24年4月1日五所川原市告示第30号、平成24年4月1日十和田市告示第151号、平成24年4月2日三沢市告示第28号、平成24年4月1日むつ市告示第46号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	朝:午前6時から午前8時まで 夕:午後7時から午後9時まで	午後9時から 翌日午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考 1 表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

2 県公害防止条例に基づく騒音関係施設及び特定作業についても適用する。

注) 第1種区域:指定地域のうち、低層住居専用地域である。

第2種区域:指定地域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第3種区域:指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。

第4種区域:指定地域のうち、工業地域である。

表3-2-8-10 自動車騒音の限度(要請限度)

(平成12年3月2日総理府令第15号)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

注) a区域、b区域、c区域とは、各々次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- (1) a区域: 専ら住居の用に供される区域
- (2) b区域: 主として住居の用に供される区域
- (3) c区域: 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

8.1.2.4 振動

「振動規制法」(昭和51年6月10日 法律第64号)に基づき著しい振動を発生する特定建設作業、あるいは著しい振動を発生する施設を有する特定工場等については、表3-2-8-11及び表3-2-8-12に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、道路交通振動についても、表3-2-8-13に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

なお、事業実施想定区域は、振動規制法に定める指定地域ではない。

表3-2-8-11 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

振動規制法施行規則別表第1(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	75	午後7時から翌日の午前7の 時間内でない	10時間を超え ないこと	連続6日を超 えないこと	日曜日その他 の休日でない こと
2号区域	デシベル	午後10時から翌日の午前 6時の時間内でないこと	14時間を超え ないこと		

(注) 1号区域:振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域:振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表3-2-8-12 特定工場等において発生する振動についての規制基準

(平成18年10月1日青森市告示第165号、平成24年4月1日弘前市告示第119号、平成13年4月1日八戸市告示第99号、平成24年4月1日黒石市告示第69号、平成24年4月1日五所川原市告示第31号、平成24年4月1日十和田市告示第153号、平成24年4月2日三沢市告示第29号、平成24年4月1日むつ市告示第47号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の敷地の周囲50メートルの区域内における振動の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

注) 第1種区域:指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域:指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

表3-2-8-13 道路交通振動の限度(要請限度)

振動規制法施行規則別表第2(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前5時、6時、7時又は8時から 午後7時、8時、9時又は10時まで	午後7時、8時、9時又は10時から翌日 の午前5時、6時、7時又は8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 第1種区域:指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第2種区域:指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

8.1.2.5 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、以下に示す悪臭原因物質の3つの排出形態に応じ、各々規制基準を定めている。事業実施想定区域は悪臭規制地域に指定されているが、悪臭を発生させる施設の設置はない。

- ・1号規制：事業場の建家・敷地全体から敷地境界を越えて排出されたり、漏出されたりしている場合(敷地境界)
- ・2号規制：煙突等の気体排出口から排出される場合(気体排出口)
- ・3号規制：事業場から排出される排出水に含まれて事業場の外に排出されて気化する場合(排水)

①1号規制(敷地境界)

青森県では、表3-2-8-14に示すように特定悪臭物質の規制基準を定めている。

表3-2-8-14 悪臭防止法に基づく規制基準

(昭和48年3月1日 青森県告示第121号)

特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(許容限度)

②2号規制(気体排出口)

煙突その他の気体排出口において、排出口の高さに応じて特定悪臭物質ごとに、流量の許容限度を規定している。

表3-2-8-15 気体排出口における規制基準

(昭和48年3月1日 青森県告示第121号)

(気体排出口における規制基準)	
○規制対象物質:アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	
○計算式:	$q=0.108 \times HE^2 \times Cm$
q :	流量(Nm ³ /時)
HE :	補正された排出口の高さ(m)
Cm :	事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値 (ppm)
ただし、HEが5m未満の場合、この式による規制基準は適用されない。	

③3号規制(排水)

排水中の特定悪臭物質濃度の許容限度を表3-2-8-16に示す。

表3-2-8-16 排水における規制基準

(昭和48年3月1日 青森県告示第121号)

(単位:mg/L)

特定悪臭物質	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

注1) Q:排水量(m³/s)

注2) 事業場の敷地外における規制基準(許容限度)

8.1.2.6 土壌汚染

土壌については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年 法律第139号）に基づいて、表3-2-8-17に示すとおり、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められている。

また、「土壌汚染対策法」（平成14年 法律第53号）に基づく対象物質と指定基準を表3-2-8-18に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、これらの該当地域はない。

表3-2-8-17 農用地土壌汚染対策地域の指定要件
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令(昭和46年6月24日 政令第204号)

特定有害物質	農用地土壌汚染対策地域指定要件
カドミウム及びその化合物	<p>1号地域：地域内の農用地で生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超える地域。</p> <p>2号地域：1号地域の近傍の地域で次のイ及びロの要件に該当し、かつ地域内の農用地において生産される米のカドミウム含有量及び同号の地域との距離その他の立地条件から見て、当該農用地において生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認められるもの。</p> <p>イ 地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が1号地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。</p> <p>ロ 地域内の農用地の土性が1号地域内の農用地の土性と概ね同一であること。</p>
銅及びその化合物	地域内の農用地(田に限る)の土壌に含まれる銅の量が土壌1kgにつき125mg以上の地域。
砒素及びその化合物	地域内の農用地(田に限る)の土壌に含まれる砒素の量が土壌1kgにつき15mg以上の地域。(ただし、自然的条件に特別の事情があり、この値が農作物の成育阻害防止に適当でないと認められる場合、都道府県知事は、土壌1kgにつき10mg以上20mg以下の範囲内で別の値を定めうる。)

表3-2-8-18 土壤汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

(平成14年 法律第53号)

分類	対象物質	指定基準		
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質	(揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002 以下	—
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
		1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
		ジクロロメタン	0.02 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
		1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
		トリクロロエチレン	0.03 以下	—
		ベンゼン	0.01 以下	—
第二種特定有害物質	(重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
		シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
		水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下
		セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
		ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
第三種特定有害物質	(農薬等)	シマジン	0.003 以下	—
		チオベンカルブ	0.02 以下	—
		チウラム	0.006 以下	—
		ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
		有機りん化合物	検出されないこと	—

8.2 自然環境関係法令等

8.2.1 自然公園等

事業実施想定区域及びその周辺における「自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)」に基づく自然公園等の指定状況を表 3-2-8-19 及び図 3-2-8-1 にそれぞれ示す。

事業実施想定区域周辺には、津軽国定公園および芦野池沼群県立自然公園が存在しているが、事業実施想定区域内には、いずれの自然公園も含まれていない。

表 3-2-8-19 自然公園等の指定状況一覧

名 称	所在地	面積 (ha)	指定日	特色
津軽国定公園	中泊町 弘前市 五所川原市 つがる市 今別町 外ヶ浜町 鯨ヶ沢町 深浦町	25,966	昭和 50 年 3 月 31 日	火山弧峰景観 断崖および海蝕景観 砂丘景観 森林景観
芦野池沼群 県立自然公園	中泊町 五所川原市	612	昭和 33 年 10 月 14 日	平地の人工の溜池 水生植物群落

出典：環境省ホームページ「国定公園の概要」

青森県ホームページ「青森県内の自然公園」

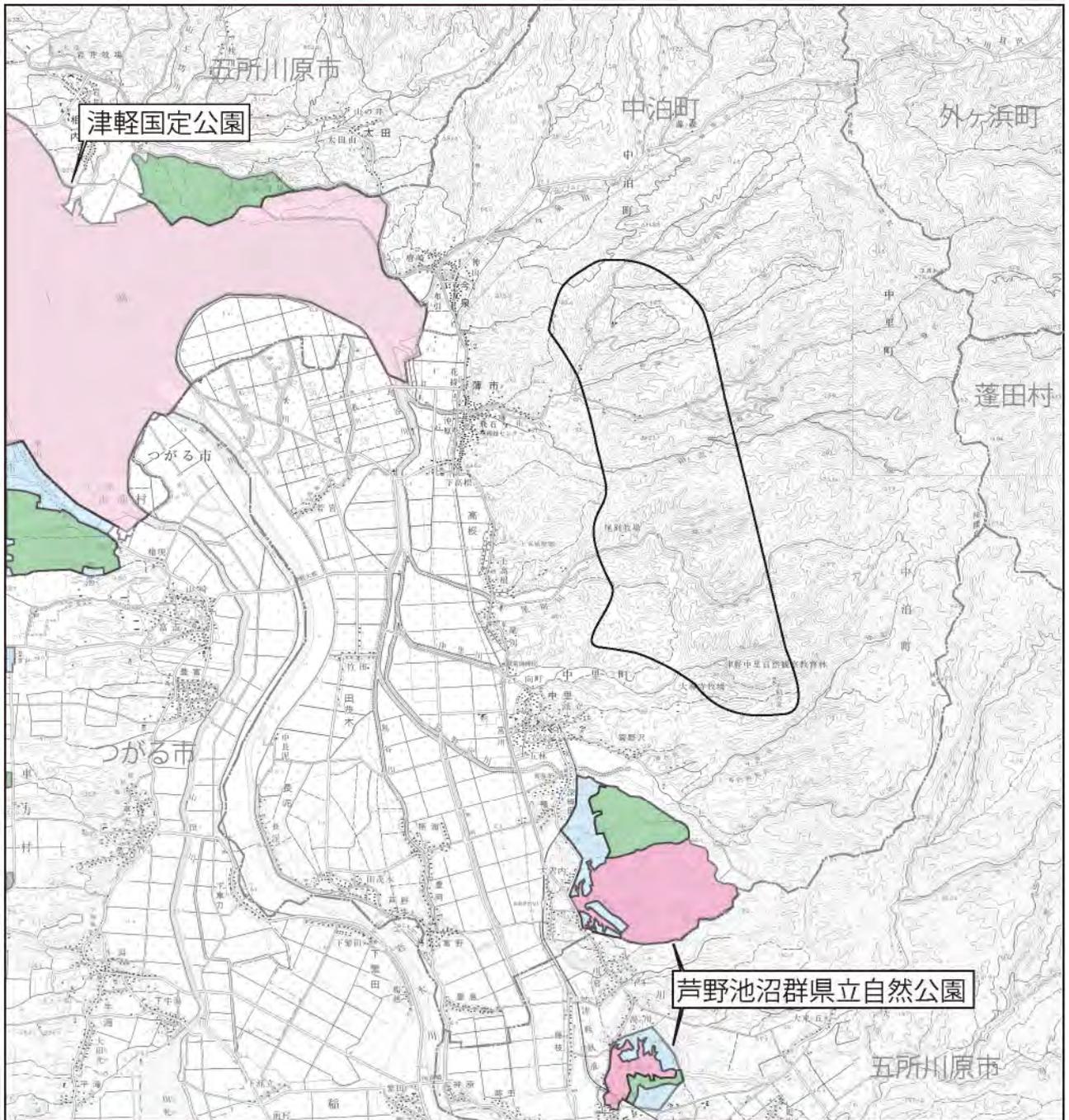
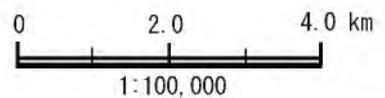


図 3-2-8-1 自然公園等の指定状況

凡 例

- : 事業実施想定区域
- (Pink) : 第2種特別地域
- (Green) : 第3種特別地域
- (Blue) : 普通地域



出典: 公園計画図 (青森県 2008 年)

8.2.2 自然環境保全地域等

事業実施想定区域及びその周辺には「自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)」に基づく自然環境保全地域等は存在していない。

8.2.3 鳥獣保護区等

事業実施想定区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)」に基づく鳥獣保護区等の指定状況を表 3-2-8-20 及び図 3-2-8-2 にそれぞれ示す。

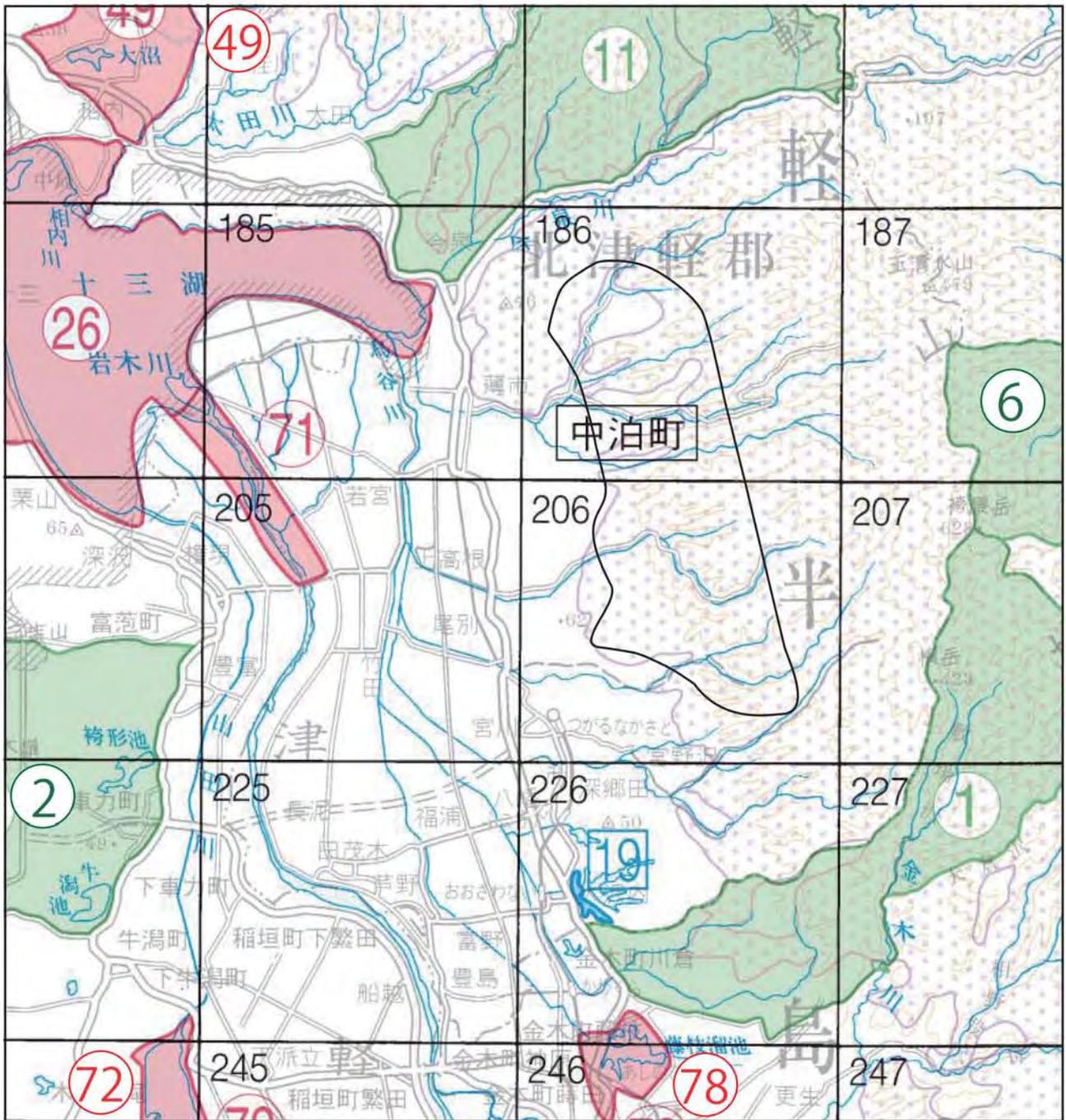
事業実施想定区域周辺には 5 箇所の鳥獣保護区、1 箇所の特定猟具使用禁止区域、4 箇所の休猟区が存在しているが、事業実施想定区域内にはいずれの保護区等も含まれていない。

表 3-2-8-20 鳥獣保護区等

区分	番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日
鳥獣保護区	26	十三湖	五所川原市	2,497	平成 43 年 10 月 31 日
	49	市浦	五所川原市	706	平成 35 年 10 月 31 日
	71	岩木川河口	つがる市 北津軽郡中泊町	230	平成 38 年 10 月 31 日
	72	田光沼	つがる市	211	平成 38 年 10 月 31 日
	78	芦野	五所川原市	152	平成 39 年 10 月 31 日
特定猟具使用 禁止区域(銃)	19	大沢内	北津軽郡中泊町	15	平成 34 年 10 月 31 日
休 猟 区	1	川倉	五所川原市	2,875	平成 25 年 10 月 31 日
	2	車力	つがる市	1,980	平成 25 年 10 月 31 日
	6	高根	東津軽郡蓬田村	1,740	平成 25 年 10 月 31 日
	11	今泉	北津軽郡中泊町	2,732	平成 26 年 10 月 31 日

表中の番号は図 3-2-8-2 中の番号を示す。

出典：青森県鳥獣保護区等位置図(平成 24 年度)



凡例

図 3-2-8-2 鳥獣保護区等の指定状況

○：事業実施想定区域

■：鳥獣保護区

②⑥ 十三湖

④⑨ 市浦

⑦⑪ 岩木川河口

⑫⑯ 田光沼

⑰⑳ 芦野

■：特定猟具使用禁止区域(銃)

⑳ 大沢内

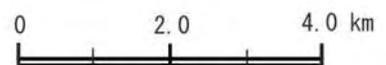
■：休猟区

① 川倉

② 車力

⑥ 高根

⑪ 今泉



1:100,000

出典：青森県鳥獣保護区等位置図(平成24年度)

8.2.4 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周辺にある「文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)」に基づく史跡・名称・天然記念物一覧を表 3-2-8-21 に、周知の埋蔵文化財包蔵地を表 3-2-8-22 に、位置を図 3-2-8-3 にそれぞれ示す。

事業実施想定区域周辺には、県史跡に指定されている「中里城遺跡」や、県天然記念物に指定されている「十三湖の白鳥」の他、35 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

表 3-2-8-21 史跡・名勝・天然記念物一覧

No.	名称	所在地	指定内容	指定年月日
1	中里城遺跡	中泊町中里字亀山	県 史跡	平成 15 年 4 月 14 日
2	十三湖の白鳥	五所川原市十三湖	県 天然記念物	昭和 35 年 3 月 26 日
3	カモシカ	地域を定めず	国 特別天然記念物	昭和 30 年 2 月 15 日
4	声良鶏			昭和 12 年 12 月 21 日
5	軍鶏			昭和 16 年 8 月 1 日
6	クマゲラ			昭和 40 年 5 月 12 日
7	イヌワシ			昭和 40 年 5 月 12 日
8	オジロワシ			昭和 45 年 1 月 23 日
9	オオワシ			昭和 45 年 1 月 23 日
10	コクガン			昭和 46 年 5 月 19 日
11	ヒシクイ			昭和 46 年 6 月 28 日
12	マガン			昭和 46 年 6 月 28 日
13	ヤマネ			昭和 50 年 6 月 26 日

出典：青森県ホームページ「国・県指定文化財一覧」

国指定文化財等データベース 文化庁

表 3-2-8-22 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	名 称	種 別
1	平山遺跡	散布地
2	中里城遺跡	散布地、包蔵地、集落跡、城跡
3	五林遺跡	散布地、包蔵地、館跡
4	板橋遺跡	散布地、包蔵地、館跡
5	蛭沢遺跡	散布地
6	胡桃谷遺跡	包蔵地、館跡
7	笹館遺跡	散布地、館跡
8	二夕見遺跡	散布地
9	大沢内遺跡	散布地、集落跡
10	深郷田遺跡	散布地、包蔵地、貝塚、集落跡
11	一本松遺跡	散布地、包蔵地、集落跡、館跡
12	甘木遺跡	散布地
13	唐崎遺跡	散布地、包蔵地、館跡
14	大石崎遺跡	散布地
15	今泉神明宮遺跡	館跡
16	藤ノ森遺跡	散布地
17	今泉母沢遺跡	散布地
18	平山西遺跡	散布地、包蔵地
19	黒崎館遺跡	館跡
20	宮野沢母沢遺跡	包蔵地
21	大導寺遺跡	包蔵地
22	八幡遺跡	散布地、包蔵地
23	中里寺屋敷遺跡	包蔵地
24	甘木南遺跡	散布地
25	亀山遺跡	散布地
26	向町遺跡	散布地
27	平山東遺跡	散布地
28	中里川遺跡	散布地
29	宮野沢遺跡	散布地
30	玉ノ井遺跡	散布地
31	富野遺跡	包蔵地
32	小金石遺跡	散布地
33	玉清水遺跡	散布地
34	花持遺跡	散布地
35	唐崎東遺跡	城館

出典：中泊町博物館ホームページ「中泊町史跡・文化財マップ」

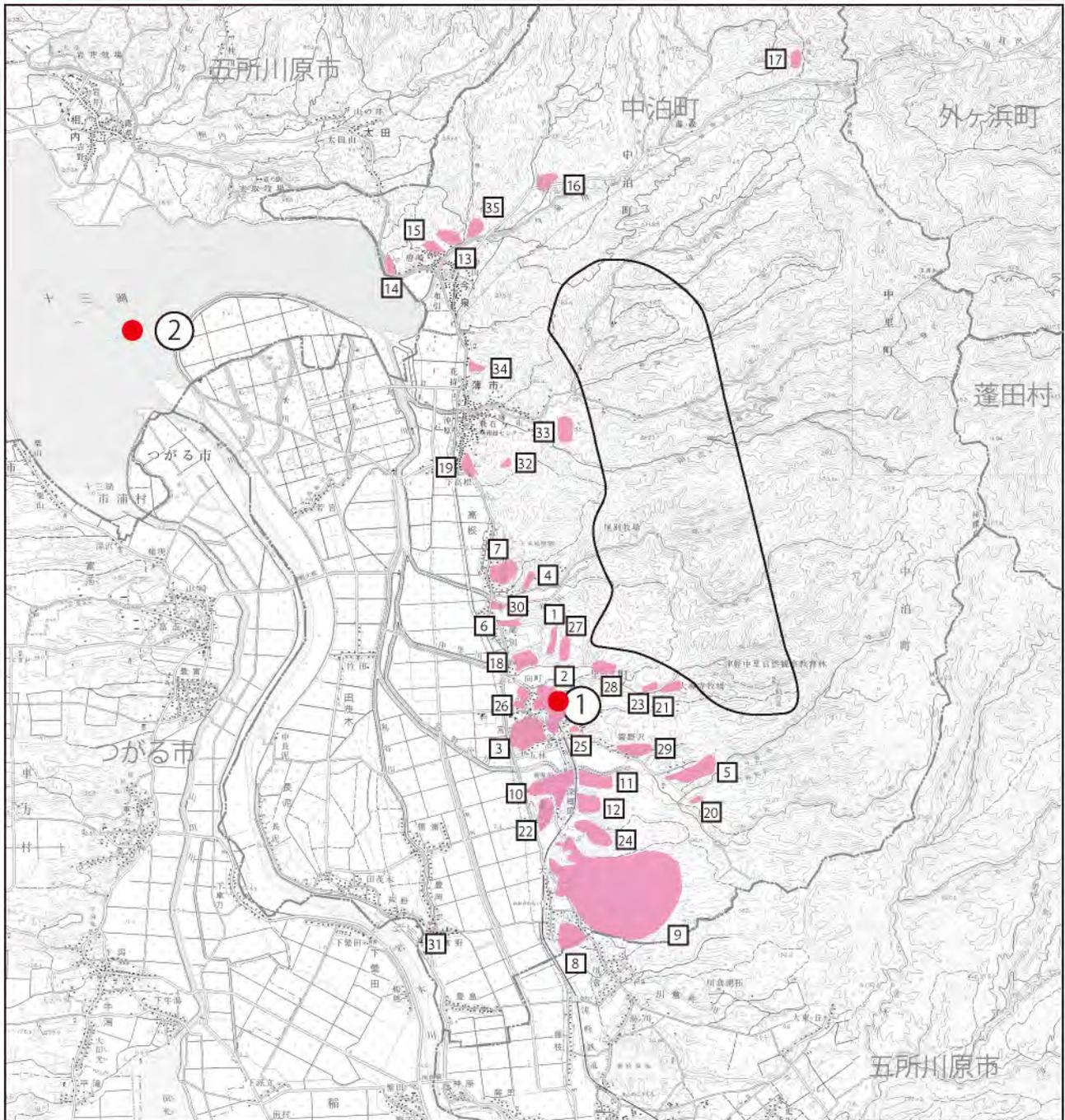
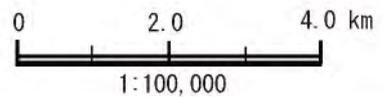


図 3-2-8-3 史跡・天然記念物及び周知の埋蔵文化財包蔵地位置

凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 史跡・天然記念物
 - ① 中里城遺跡
 - ② 十三湖の白鳥
- : 周知の埋蔵文化財包蔵地



出典: 青森県ホームページ「国・県指定文化財一覧」
 中泊町博物館ホームページ「中泊町史跡・文化財マップ」

8.2.5 大規模行為景観形成基準

大規模な建築物の新築など（大規模行為）は景観に与える影響が大きく、行うにあたって一定の配慮が必要である。そのため青森県では、大規模行為の届出制度を設け、その内容が「大規模行為景観形成基準」に適合するか審査するとともに、必要に応じて勧告または変更命令を行うこととしている。青森県景観条例第 17 条の規定により定められた「青森県大規模行為景観形成基準」（平成 8 年 12 月 18 日青森県告示第 814 号）を表 3-2-8-23(1)～(2)に示す。

また、事業実施想定区域及びその周辺では、青森県景観条例第 21 条に基づき「中里城跡史跡公園展望台」が、ふるさと眺望点に指定されている。

表 3-2-8-23(1) 大規模行為景観形成基準

区 分	基 準
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。 2. 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。 3. 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。 4. 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。
築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。 2. 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。 3. 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。 4. 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。 5. 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。 6. 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。 7. 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

表 3-2-8-23(2) 大規模行為景観形成基準

区 分		基 準
築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	素 材	1. 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 2. 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
	敷 地	1. 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 2. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	その他	1. 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 2. 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないように配慮すること。 3. 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 4. 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	1. 現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	その他	1. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土砂の採取又は鉱物の採取	方 法	1. 採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	その他	1. 跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	位置及び規模	1. 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	1. 高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	1. 道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方 法	1. 埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

8.2.6 保安林

事業実施想定区域及びその周辺における「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林の指定状況を図 3-2-8-4 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、国有林が多く含まれている。国有林は、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林などに指定されている他、普通林の区域もある。

なお、事業実施想定区域の南端には、自然観察教育林(当該地域の自然を特色づけ、変化に富み、小中学校の自然科学教育に適した地域や特異な自然で自然探勝などで接することにより、国民の自然科学的興味を助長させることに適した地域)として指定されている「津軽中里自然観察教育林」が含まれている。

8.2.7 砂防指定地

事業実施想定区域及びその周辺における「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)に基づく砂防指定地の状況を図 3-2-8-5 に示す。

事業実施想定区域内には、数箇所の砂防指定地が存在している。

8.2.8 急傾斜地崩壊危険区域等

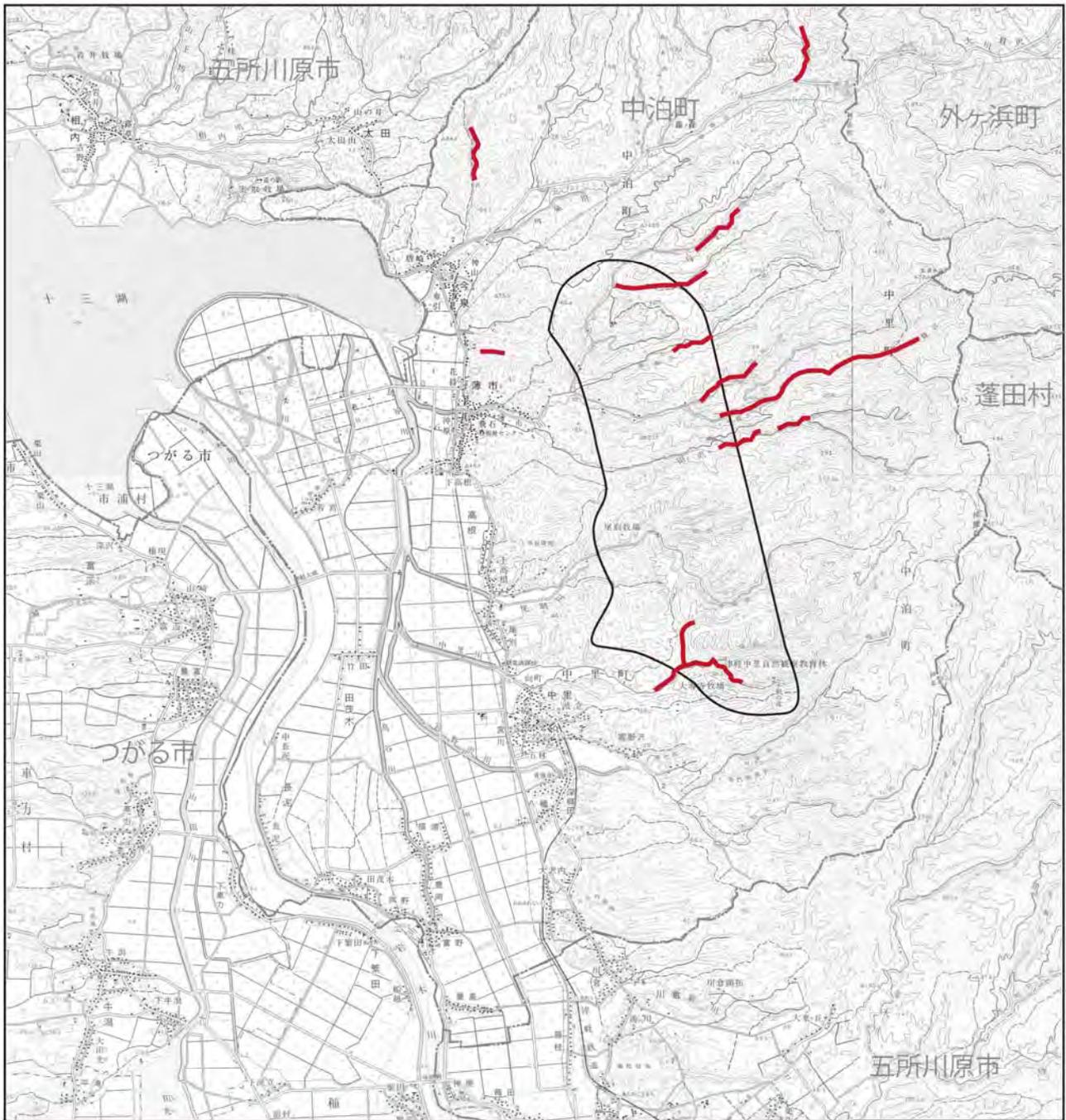
事業実施想定区域及びその周辺における「急傾斜地等の崩壊による災害防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図 3-2-8-6 に示す。

事業実施想定区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はない。

8.2.9 土砂災害警戒区域

事業実施想定区域及びその周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況を図 3-2-8-6 に示す。

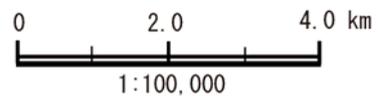
事業実施想定区域内には、土砂災害警戒区域はない。



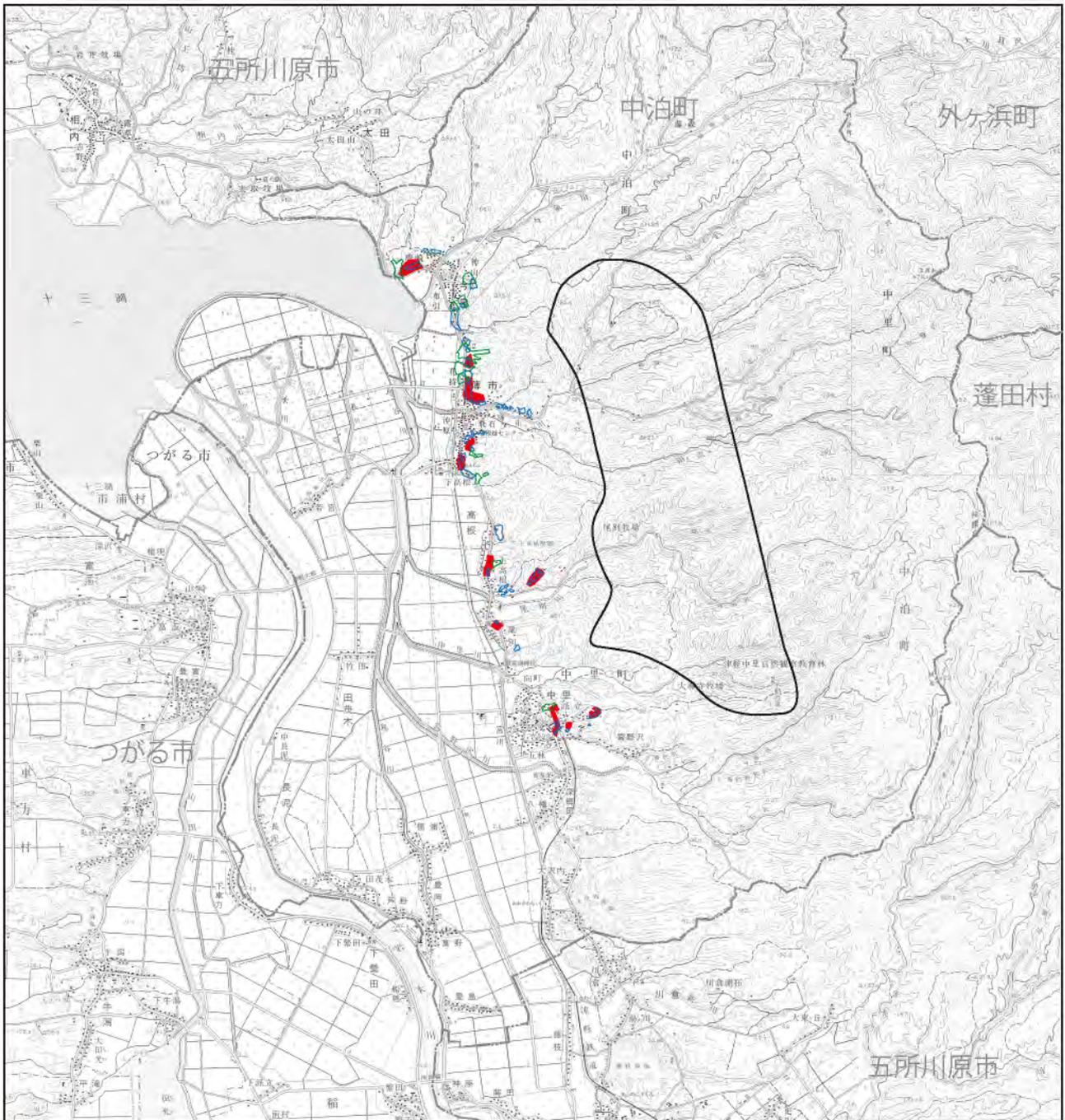
凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 砂防指定地

図 3-2-8-5 砂防指定地の状況



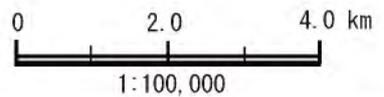
出典：青森県河川砂防課資料（平成25年10月3日）



凡 例

- : 事業実施想定区域
- : 急傾斜地崩壊危険区域
- : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)
- : 土砂災害警戒区域(土石流)

図 3-2-8-6 急傾斜地崩壊危険区域及び
土砂災害警戒区域の指定状況



出典: 青森県河川砂防課資料(平成25年10月3日)
青森県ホームページ「土砂災害警戒区域等マップ」

9. 関係法令による規制状況のまとめ

事業実施想定区域及びその周辺の関係法令による指定及び規制状況を表 3-2-9-1(1)～(2)に示す。

表 3-2-9-1(1) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等		法令との関連の有無		法令等	
		事業実施 想定区域	周辺地域 半径 2km 内		
土地利用計画に係るもの					
都市地域	都市地域	×	×	都市計画法	
	市街化調整地域	×	×		
農業地域	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	○	○		
森林地域	国有林	○	○	森林法	
	地域森林計画対象民有林	○	○		
	保安林	○	○		
自然保全地域		×	×	自然環境保全法	
自然公園地域		×	○	自然公園法	
世界遺産(文化遺産、自然遺産、複合遺産)		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
公害防止に係わるもの					
大気汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	排出基準		○	○	大気汚染防止法
水質汚濁	環境基準	健康項目	○	○	環境基本法
		生活環境項目	×	○	
	排水基準		○	○	水質汚濁防止法
	上乗せ排水基準		×	×	排水基準を定める条例
土壌汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	農用地土壌汚染対策地域		×	×	農用地の土壌の汚染防止に関する法律
	要措置区域及び 形質変更時要届出区域		×	×	土壌汚染対策法
騒音	騒音に係る環境基準		×	×	環境基本法
	騒音規制地域		×	×	騒音規制法、青森県公害防止条例
振動	振動規制地域		×	×	振動規制法、青森県公害防止条例
悪臭	悪臭規制地域		○	○	悪臭防止法、青森県公害防止条例

○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。

表 3-2-9-1(2) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等		法令との関連の有無		法令等
		事業実施 想定区域	周辺地域 半径 2km 内	
自然環境保全に係わるもの				
自然公園等	国立公園	×	×	自然公園法
	国定公園	×	○	
	県立自然公園	×	○	青森県立自然公園条例
自然環境 保全地域等	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	
	県自然環境保全地域	×	×	青森県自然環境保全条例
	県開発規制地域	×	×	
	県緑地保全地域	×	×	
世界遺産	文化遺産、自然遺産、複合遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
鳥獣保護区等	鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律
	特定猟具使用禁止区域(銃)	×	×	
	休猟区	×	○	
文化財に係わるもの				
史跡・名勝・天然記念物 (注：地域を定めず指定は除く)		×	×	文化財保護法
		×	○	青森県文化財保護条例等
埋蔵文化財		×	○	文化財保護法
景観に係わるもの				
景 観	大規模行為景観形成基準	○	○	青森県景観条例
	ふるさと眺望点	×	○	
国土保全に係わるもの				
保安林		○	○	森林法
砂防指定地		○	○	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地等の崩壊による 災害防止に関する法律
地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律

○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。